

「警報発表時における休業・登下校」の対応について

関市立武儀西小学校

警報発表時における児童の登下校の扱いについてお知らせします。熟読の上、ご理解いただき、適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

1. 児童が登校する前に関市に「暴風・大雨・洪水・特別警報」が発表されている場合

- (1) 警報が解除されるまで、家庭で待機する。
 - (2) 始業時間の2時間前（午前6時15分）までに警報が解除された場合は、平常通り登校する。
 - (3) 始業時刻の2時間前から午前11時までに警報が解除された場合には、解除の後2時間を経ってから授業を始める。その際には、弁当を持って登校する。
 - (4) 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とする。
- (注) 警報が発表されていなくても、地域によって山崩れ、道路の冠水、決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊などの危険がある場合は、家庭に待機させるか安全な場所に避難させることが重要です。この場合は、速やかに学校へ連絡を取ってください。

2. 児童が登校してから関市に「暴風・大雨・洪水・特別警報」が発表された場合

- (1) 警報発表時は児童を校内の安全な場所で待機（学校待機）させます。
 - (2) 下校時刻前に警報が解除された場合は、学校職員が児童を引率し下校させます。ただし、下校の安全が確保できないと判断した場合は、児童を学校待機させます。
 - (3) 下校時刻になっても警報が解除されない場合は、警報が解除されるまで児童を学校待機させます。
 - (4) 児童が学校待機となった場合は、状況によって、保護者による「引き渡し」をお願いすることがあります。
- (注) 「学校待機」「引き渡し」等の保護者への連絡は、緊急メールでいたします。

3. 関市に「大雪警報」発表の場合

- (1) 「大雪警報」発表の場合は、教育委員会と協議の上、授業を行うことがあります。その場合は、緊急メール（学校メール）で連絡します。

(注) ・この用紙は、適切な場所に保管し、必要な場合に利用してください。

- ・ご家庭または、近隣に被害が生じた場合は、速やかに学校へご連絡ください。